

IV にぎわいと活力にみちたまちづくり

◎本市を支える産業の振興

(施) 中小企業金融対策費 (経済部 商工労政課)

809,769千円 (807,467千円)

1 事業目的

資金繰りに苦慮している市内中小企業者に対し、新居浜市中小企業振興資金等融資制度を活用し、資金需要に対応するとともに、市制度融資利用者に対して利子補給を実施することにより、中小企業の資金繰りの安定化を図る。

2 事業年度

昭和27年度～

3 事業概要

新居浜市中小企業融資制度の概要

制度名	中小企業振興資金		中小企業緊急経営資金	中小企業設備近代化資金
	長期	季節		
融資対象	市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合			市内で事業を営んでいる、または営もうとする中小企業者及び組合
	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県信用保証協会の保証対象業種を営んでいるもの ・市税の滞納のないもの 			
	※緊急経営資金については、直近3ヶ月間の平均売上高が前年又は前々年同期の月平均売上高に比べ、3%以上減少していること。振興資金との併用は不可。ただし、振興資金の借り換えは可。			
融資条件	愛媛県信用保証協会の保証付き融資申込みについては、原則として経営者本人以外の第三者連帯保証人は徴求しません。			
資金用途	運転・設備	運転	運転	設備
融資限度額	500万円	300万円	1,000万円	6,000万円 (対象設備資金の75%以内)
利率(注1)	年1.65%	年1.15%	年1.65%	年1.15%
融資期間	60ヶ月以内	6ヶ月以内	72ヶ月以内	120ヶ月以内
返済方法	据置3ヶ月以内 均等返済	一括返済	一括返済または 据置12ヶ月以内の均等返済	据置12ヶ月以内 均等返済
保証料率	0.45~1.66%			0.45~1.90%
保証料助成	融資金を期日までに完済した場合、融資額500万円を限度として、愛媛県信用保証協会に支払った保証料相当額の助成が受けられます。返済完了後60日以内に別途申請手続が必要です。			
利子補給	返済開始日から1年を経過する日までの期間に支払った利子を助成します(融資額500万円を限度)。該当する期間内の最終支払日から60日以内に申請手続が必要です。 ※ただし、平成20年10月1日～平成23年3月31日の間に実行された融資が対象となります。			
取扱金融機関	伊予銀行 愛媛銀行 東予信用金庫 広島銀行 百十四銀行 香川銀行 高知銀行 愛媛信用金庫 (市内本・各支店)	伊予銀行 愛媛銀行 東予信用金庫 (市内本・各支店)	伊予銀行 愛媛銀行 東予信用金庫 広島銀行 百十四銀行 香川銀行 高知銀行 愛媛信用金庫 (市内本・各支店)	伊予銀行 愛媛銀行 東予信用金庫 広島銀行 百十四銀行 香川銀行 高知銀行 愛媛信用金庫 (市内本・各支店)
申込先	商工会議所			

(注) 利率は、融資決定時の日本政策金融公庫国民生活事業の普通貸付の利率を基準とします。

振興資金(長期)及び緊急経営資金は、決定時の日本政策金融公庫国民生活事業の普通貸付の利率マイナス0.5%

振興資金(季節)及び設備近代化資金は、決定時の日本政策金融公庫国民生活事業の普通貸付の利率マイナス1.0%

一覧表の利率は、平成22年1月15日現在

4 22年度の事業内容

(1) 中小企業振興資金預託金（緊急経営資金含む）	234,000 千円
(2) 中小企業設備近代化資金預託金	550,000 千円
(3) 中小企業緊急経済対策預託金	3,000 千円
(4) 中小企業振興資金等融資業務委託料	2,667 千円
(5) 愛媛県信用保証協会負担金	2,010 千円
(6) 中小企業振興資金等利子補給補助金	18,092 千円

平成20年10月1日～平成23年3月31日までの間の市制度融資申込者に対し、返済開始日から1年を経過するまでの期間に支払った利子を助成する。

5 財源内訳

(1) 諸収入	787,000 千円
(2) 一財	22,769 千円

IV にぎわいと活力にみちたまちづくり

◎企業誘致・立地の推進

(施) 企業立地促進対策費 (経済部 商工労政課)

135,664千円 (100,093千円)

1 事業目的

新居浜市企業立地促進条例に基づき、市内への企業立地を促進するため必要な奨励措置を講じ、本市産業の振興・多様化と雇用の促進を図り、地域の活性化に資する。

2 事業年度

昭和57年度～

3 事業概要

別表 (第5条関係)

奨励金区分	交付要件		奨励金額	限度額
企業立地促進奨励金	大企業	新規雇用従業員 20人～	市が評価した額×5/100以内	1億円
		新規雇用従業員 10～19人	市が評価した額×2.8/100以内	
		新規雇用従業員 5～9人	市が評価した額×1.4/100以内	
		新規雇用従業員 0～4人	市が評価した額×0.7/100以内	
	中小企業	新規雇用従業員 10人～	市が評価した額×5/100以内	
		新規雇用従業員 5～9人	市が評価した額×2.8/100以内	
		新規雇用従業員 1～4人	市が評価した額×1.4/100以内	
		新規雇用従業員 0人	市が評価した額×0.7/100以内	
新規事業促進奨励金	市外からの新設または新たな事業展開に伴い増設、移転をしたとき		市が評価した額×1.4/100以内	1億円
雇用促進奨励金	企業立地に伴い新規市内雇用従業員を5(2)人以上、1年以上雇用したとき (短時間労働者は1/2人に換算)		新規市内雇用従業員数×50万円以内	3,000万円
環境保全施設等奨励金 (対象業種:製造業等)	企業立地に伴い環境保全施設等を設置したとき(対象は1施設に限る。) 【対象施設】 緑地等の環境保全施設、排水路、廃棄物処理施設、運動場・託児所・公園・医療施設等の福祉施設、消防施設・街路灯等の防災保安施設、新エネルギー利用設備、エネルギー有効利用設備、再生資源利用製品製造設備		工場等の床面積×2,500円/㎡ または 環境保全施設等の設置に要した経費のいずれか低い額	5,000万円
用地取得奨励金	市が造成した用地を市から直接取得し、立地をしたとき		土地取得価格×30/100以内	3億円
	市の事業用借地に立地する企業が当該用地を市から取得したとき。		土地取得価格×10/100以内	
	工業専用地域、工業地域、準工業地域、産業居住地区の民有地を取得し、立地したとき。(1,000㎡以上)		市が評価した額×30/100以内	

※ () 内は、中小企業者の場合

※ 市が評価した額は土地、建物及び償却資産の取得に対して新たに市が賦課した固定資産税課税標準額

※当初計上額は一部のみ

4 22年度の事業内容

- (1) 補助金 135,504千円
- (2) 企業立地促進法関連事業負担金 160千円

(単)工業用地造成事業(東予港地区)(企画部 総合政策課)(新規)**140,000千円****1 事業目的**

東予港東港地区に工業用地を造成し、背後地域の安全性の向上、市の経済発展を図る。

2 事業年度

平成22年度～平成27年度

※以下特別会計ベースの事業費

3 22年度の事業内容

工事費 140,000千円

4 財源内訳

(1)市債 100% 140,000千円

(単)工業用地造成事業(多極型事業用地)(経済部 商工労政課)(新規)**814,014千円****1 事業目的**

多極型産業推進事業用地は、平成18年度をもって立地企業が全て決定し、新たな工業用地を確保するため、平成21年度から貯木場事業用地を造成しているが、早期の売上が見込まれており、新たな企業用地の確保が課題となっている。

このようなことから、多極型産業推進事業用地のゾーニング変更を行い、企業用地を確保し、多様な企業立地を促進することにより、産業振興、雇用創出等地域経済の活性化を図る。

2 事業年度

平成22年度～平成27年度

※以下特別会計ベースの事業費

3 事業概要

ゾーニング変更を行い、企業用地、道路、緑地等を整備する。

企業用地 28,651 m²公園・緑地 11,932 m²道路 7,686 m²計 48,269 m²**4 22年度の事業内容**

(1)委託料(調査、設計、測量等) 7,000千円

(2)工事費 351,400千円

(3)用地費 454,514千円

(4)事務費等 1,100千円

計 814,014千円

5 財源内訳

(1)市債 100% 360,000千円

(2)諸収入 454,014千円

IV にぎわいと活力にみちたまちづくり

◎農林水産業の振興

(単)市単独土地改良事業(経済部 農地整備課)

40,000千円 (40,000千円)

1 事業目的

受益面積 5.0ha 未満及び県単独土地改良事業の適用を受けない農道及びかんがい排水施設等の整備を行い、地域に応じた効果的、公益的な生産基盤の整備を推進し、農業生産の安定化を図る。

2 事業年度

平成22年度

3 事業内容

- (1)補助金 36,500千円
水路改良等
- (2)原材料費 3,500千円

(単)農道維持管理事業(経済部 農地整備課)

20,000千円 (30,000千円)

1 事業目的

農業用施設の改修及び補修を行うことで、施設の機能低下の防止、延命化及び事故等の未然防止を図る。

2 事業年度

平成22年度

3 事業内容

- (1)施設修繕料 14,000千円
- (2)浚渫委託料 3,000千円
- (3)道路管理委託料 3,000千円

(施)有害鳥獣駆除費(経済部 農林水産課) (拡充)

800千円 (480千円)

1 事業目的

山林に生息する鳥獣(イノシシ等)が、人家付近及び田畑へ出没を繰り返し、水稻、ジャガイモ、タケノコ等の農作物に著しい被害を与えている。そこで、有害鳥獣を駆除することで、農作物被害の軽減を図り、地域住民の安心・安全の生活を確保する。

2 事業年度

平成22年度

3 事業概要

イノシシを駆除した市内3猟友会に対して、1頭10千円の報償費の支出

4 事業内容

- (1)報償費 800千円

5 財源内訳

- (1)県 200千円
- (2)一財 600千円

(公) 海岸保全施設整備事業 (経済部 農林水産課)**61,000千円 (500千円)****1 事業目的**

垣生漁港東護岸は、昭和30年頃に整備された石積護岸であり、長い年月を経て、護岸堤体部の間隙等の老朽化が激しいことから、津波や高潮に関する危機管理対策として、護岸の破堤防止を実施し、緊急的な防災機能の確保を図る。

2 事業年度

平成21年度～平成22年度

3 22年度の事業内容

- (1) 実施設計 L=216.7m
- (2) 護岸法覆工 L=216.7m

4 財源内訳

- (1) 国 50% (30,500千円)
- (2) 市債 90% (27,400千円) (交付税算入率50%)
- (3) 一財 3,100千円

◎観光・物産の振興**(施) 観光宣伝推進費 (経済部 運輸観光課) (拡充)****4,725千円 (4,206千円)****1 事業目的**

観光パンフレットやポスター等で産業遺産や新居浜太鼓祭りなどの観光資源を積極的に宣伝することにより、観光振興を図り、交流人口の増加による地域経済の活性化を推進する。

2 事業年度

平成22年度

3 事業内容

- (1) 観光パンフレット、ポスター等による観光宣伝事業 3,193千円
 - ① 観光パンフレット等製作、郵送
 - ② 太鼓祭りポスター製作、郵送、掲出
 - ③ 「未来への鉱脈」冊子再販
 - ④ その他(旅費、仮設トイレ設置)
- (2) 新居浜ふるさと観光大使関係事業 282千円
 - ① ふるさと観光大使記念品、名刺、委嘱状等
- (3) 秋祭りブランド化事業 1,250千円
 - ① (仮)秋祭りブランド化推進協議会負担金
 - ② シャトルバス借上げ、駐車場警備等

4 財源内訳

- (1) その他(「未来への鉱脈」販売収入) 1,260千円
- (2) 一財 3,465千円

IV にぎわいと活力にみちたまちづくり

◎交通運輸体系の整備

(施) **別子山地域バス運行費 (経済部 別子山支所)** (拡充)

22,499千円 (12,016千円)

1 事業目的

平成18年度から、新居浜市街地方面へバスの運行を実施しているが、平成22年5月(予定)から、四国中央市方面への路線バスが廃止となることから、新たに四国中央市方面への地域バスを運行することにより、別子山地域住民の交通手段の確保を図る。

2 事業年度

平成22年度

3 事業概要

(1) 新居浜市街地方面

- ① 運行区間 別子橋～住友別子病院前
- ② 運行便数 2往復4便(毎日)、期間限定で3往復6便
- ③ 使用車両 リフト付マイクロバス(普通席17人+車いす1人)
または、ワゴン車(普通席9人)

(2) 四国中央市方面

- ① 運行区間 別子山支所～伊予三島駅、別子山支所～別子橋
- ② 運行便数 3往復6便
別子山支所～伊予三島駅(日曜祝祭日と12/31～1/3を除く毎日)
別子山支所～別子橋(小中学校の授業日)
- ③ 使用車両 ワゴン車(普通席9人)

(3) 使用料 大人400円、小人200円(別子山地区内のみ利用者は半額)

4 22年度の事業内容

- | | | |
|--------------|----------|----------------|
| (1) 新居浜市街地方面 | 12,225千円 | 運行委託料、需用費、役務費等 |
| (2) 四国中央市方面 | 10,274千円 | 運行委託料、需用費、役務費等 |

5 財源内訳

- | | |
|------------------|----------|
| (1) その他(バス乗客収入) | 1,681千円 |
| (2) その他(別子山振興基金) | 20,818千円 |

◎消費生活の安定と向上

(施) **消費生活改善対策費 (市民部 広報相談課)** (拡充)

9,431千円 (4,598千円)

1 事業目的

消費者重視の政策に転換を図るため、平成21年5月29日消費者庁関連3法が成立し平成21年9月には消費者庁が設置された。本市においても、消費者生活相談窓口を拡張充実し、平成22年4月、消費生活センターを設置し消費者の視点に立ち「消費生活相談体制の強化」「関係機関、各種団体、消費者団体等の連携強化」「消費者啓発・消費者自立支援の充実」「消費生活安全・安心の確保」「情報提供の充実・消費者意見の反映」により消費生活の安定と向上を目指す。

2 事業年度

平成22年度

3 事業内容

- (1) 消費生活相談事業 4,848千円

消費生活相談員による悪質商法や契約に関するトラブル、多重債務などの消費生活相談を受け、助言・斡旋を行うとともに、出前講座を実施し、消費者啓発を行う。

(2) 消費生活改善対策事業 122千円

自立する消費者学習講座や消費者のつどい講演会などを実施し、消費者教育を行う。

(3) 消費者行政活性化事業 4,461千円

愛媛県の地方消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談員を1人増員するとともに、担当職員や相談員の研修体制を充実し、知識の向上を図る。また、法律の専門家による多重債務相談の実施、市関係課所、市内関係機関や各種団体等との連携強化を行い、消費者被害を未然に防ぐとともに、食の安全に関する講座の実施や様々な広報媒体を活用した情報提供や広報活動の強化により消費者に広く啓発を行う。

4 財源内訳

(1) 県 4,461千円

(2) 一財 4,970千円